

告示

埼玉県告示第三百三十八号

狭山市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

狭山市	令和二年度	地籍図二十三枚	狭山第五十五地区（入間川の一七部）	令和四年四月
調査を行った者の名称	調査を行った時期	地名	称地	区年月日
				証